

平成 27 年(行)第 429 号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国

準 備 書 面 (5)

2017 (平成 29) 年 3 月 9 日

東京地方裁判所民事第 38 部 A 2 係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男



同 二 関 辰 郎



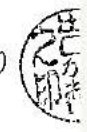
同 古 本 晴 英



同 牧 田 潤 一 朗



同 出 口 か お り



同 藤 原 大 輔



同 小 野 高 広



第1 総論 — 情報公開法5条3号の解釈・立証責任について	4
1 被告による要約は原告主張の一部にすぎないこと	4
2 2014年日韓会談東京高裁判決は行政機関の一次的判断権を尊重していること	5
3 出入国管理法の規定を参考に立法されたとの被告主張は誤っていること	6
4 立法過程において行政機関の恣意的な運用を許容すべきでないことが指摘されていた こと	8
5 被告があげる最高裁判決は裁判所の独自の立場で判断していること	9
6 その他の下級審判決について	9
7 被告が主張する立証責任の分配は妥当でないこと	10
8 小括	11
第2 各論（共通事項）	12
1 「関係国」「他国」が特定されておらず「類似の事案」が広汎にすぎ3号該当性を検討 する前提を欠くこと	12
2 公表されている「報告のポイント」の記載内容と重複する部分も開示しないことは違 法である	16
3 分量を明らかにすることはできず実際に明らかにしていないとの主張	18
第3 各論（個々の反論）	20
1 1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分につ いて	20
2 1ページ脚注3行目から6行目までについて	22
3 2ページ1行目から11行目、項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部分及び項 目「2001年以降の展開」に係る不開示部分について	24
4 項目「国際社会の情勢」に係る不開示部分について	26
5 項目「日本の状況」に係る不開示部分について	28

6 項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」に係る 不開示事由について.....	29
7 項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」につい て.....	31
8 項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」について.....	33
9 項目「検討・意思決定プロセス」について.....	35
10 項目「武力行使の支持に至るプロセス」について.....	37
11 項目「米側への働きかけ」について.....	40
12 項目「米国以外の各国への働きかけ」について.....	43
13 項目「武力行使の法的側面」について.....	47
14 項目「武力行使の支持の理由」について.....	49
15 項目「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」について.....	51
16 項目「情報収集・分析」について.....	53
17 項目「政策決定・実施」について.....	56
18 項目「国民への説明責任」について.....	58
19 「参考資料2（検証チーム名簿）」について.....	60
別紙.....	62

被告の平成28年12月13日付準備書面（5）に対する反論は以下のとおりである。

第1 総論 ―― 情報公開法5条3号の解釈・立証責任について

1 被告による要約は原告主張の一部にすぎないこと

被告は、被告準備書面（5）4頁の冒頭に「原告の主張」と題して、原告主張の要約を記載している（同第1，1）。そこでは、2014年日韓会談東京高裁判決を引用した原告主張に触れているが、原告主張はそれに尽きるものではない。原告は、被告が要約している主張に加え、5条3号の「相当の理由」の判断において、「行政文書を開示することによる利益ないし公益性」を重要な考慮要素として斟酌すべきこと等も主張しているのである（原告準備書面（1）15～19頁）。

原告は、5条3号の解釈にあたって依拠すべき基準を原告準備書面（2）の冒頭で示している。すなわち、「公にすることにより不利益が生ずる『おそれ』があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるというためには、行政機関側が、行政機関の長の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実を主張したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性...を上回ることにつき合理的根拠を示す必要がある」（原告準備書面（2）2頁）という基準である。

このように被告による原告主張の要約は、原告主張の一部を反映しているに過ぎないものであるが、被告は原告主張のうち公益性に関する部分には何ら反論していない。そこで、本準備書面では、被告が反論している範囲で原告としての再反論を行う。

2 2014年日韓会談東京高裁判決は行政機関の一次的判断権を尊重していること

被告は、「情報公開法5条3号所定の『おそれ』は、行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかを判断すべきであること」（被告準備書面（5）4頁、第1、2（1））という見出しを掲げ、その中で、2014年日韓会談東京高裁判決について、「〔同〕判決は、行政庁に広範な裁量を委ねる趣旨ではなく、法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべきものとしての限定を付する趣旨であるとした上、情報公開法5条3号所定のおそれがあると認めることにつき相当の理由があることについてあたかも被告に主張立証責任があるかのような判示をしている」と批判する（被告準備書面（5）5頁）。

しかし、同高裁判決は、「〔情報公開法5条〕3号及び4号によれば、上記各おそれがあるかどうかについては行政機関の長に裁量に基づく第一次的な判断権があるが、同条は、行政機関の長に対し、各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならないとして開示義務を定め、これを原則としつつ、開示義務の例外として不開示情報が記録されている場合を定める構造を採っているのであり」と判断している（下線は原告代理人）。

つまり、2014年日韓会談東京高裁判決も、「行政機関の長による一次的判断権を尊重する」立場は当然の前提としているのである。もともと、同じく「行政機関の一次的判断権を尊重する」とは言っても、どの程度尊重するかという程度の問題は残る。それゆえ、行政機関の一次的判断権を尊重するといっても、被告が主張するように、司法審査のあり方として、「〔行政機関の〕判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理〔する〕」（被告準備書面（1）1

3 頁) という結論を直ちに導けるものではない。むしろ、原則開示という情報公開法において重要な基本的枠組み(情報公開法が採用した原則開示という基本的枠組みの重要性については、原告準備書面(1) 3 頁以下で詳述したのでここでは繰り返さない。)を踏まえるならば、被告主張のように行政機関の長の判断を偏重するのは適切ではない。この点、2014 年日韓会談東京高裁判決は、行政機関の長による一次的判断権の尊重は当然の前提として、原則開示の基本的枠組みを踏まえて適切な条文解釈を行い、「行政機関の長は、...不開示情報にあたると判断して不開示処分をした場合に...当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示すことを要するものと解するのが相当である」と判示しているのである。被告による同判決に対する論難は当たらない。

3 出入国管理法の規定を参考に立法されたとの被告主張は誤っていること

被告は、「情報公開法 5 条 3 号の文言は、[マクリーン事件最高裁判決が]... 法務大臣の広い裁量を認めた、[出入国管理法] 21 条 3 項の文言を参考に立法されたもの」(被告準備書面(5) 6 頁)と主張する。さらに被告は、2014 年日韓会談東京高裁判決が、その判断にあたって改正前旅券法 13 条 1 項 5 号の解釈に関する最高裁判決を根拠にしていることについて、同条文は文言上「著しく且つ直接に」との限定が付されているのに対し、情報公開法 5 条 3 号にはそのような限定が付されていないと批判する(被告準備書面(5) 5～6 頁)。

しかし、どの法令と同様に考えるべきかを検討するにあたって重要なことは、マクリーン事件最高裁判決が判示し 2014 年日韓会談東京高裁判決も指摘するとおり、「法が処分を行政庁の裁量に任せる趣旨、目的、範囲」を処分ごとに検討する視点である。その際に重視すべきは、行政庁の処分によって制約される権利ないし事項が何かである。この点、被告が参酌すべきとす

る出入国管理法の場合に行政庁の処分により制約されるのは、外国人の日本への入国の自由ないし在留の問題である。ここではその当否に立ち入らないが、これらの問題は憲法上ないし法律上の権利ではないとされている。これに対し、被告が参酌すべきでないとする旅券法の場合に制約されるのは、「憲法22条2項で国民に保障された基本的人権である外国旅行の自由」である。原告準備書面(1)8頁ですでに主張したとおり、情報公開法に基づく開示請求権は、国民主権にのっとりた民主主義の推進に資する法律上の重要な権利である。したがって、制約される権利の重要性が旅券法と情報公開法の場合で共通することに着目し、情報公開法5条3号の場合にも「外務大臣が旅券の発給を拒否するかどうかを判断する場合のように法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべきものとしての限定を付する趣旨であると解するのが相当」とした2014年日韓会談東京高裁判決の判断は適切である。

被告は、旅券法13条1項5号の文言に「著しく且つ直接に」という文言があり、情報公開法5条3号には同様の文言がないと主張する。しかし、両法律は、いずれも「〇〇〔する〕おそれがあると〔行政機関の長が〕認めるに足りる相当の理由」と定めており、行政機関の長が裁量権を行使するにあたって、どのような「おそれ」があるかを判断するかという判断基準を法定している。「著しく且つ直接に」という文言は、いずれの法律でも判断基準が法定されているという共通点を前提にしたうえで、一方にはそのような修飾語も付されている、というレベルの違いにすぎない。

他方、情報公開法が参考にしたと被告が主張する出入国管理法21条3項の文言には、いかなる「おそれ」の有無を判断するのか判断基準が法定されていない。「在留期間の更新事由が概括的に規定されその判断基準が特に定められていない」とマクリーン事件最高裁判決が指摘した所以である。さらに同法の場合には、更新を認める場合が例外であるから、旅券法や情報公開法の場合に権利制約が例外とされている場合とは原則と例外が逆転してい

る。したがって、出入国管理法 21 条 3 項と情報公開法 5 条 3 号の場合とでは、制約される権利の有無、制約される場合が原則か例外か、裁量権行使にあたっての判断基準が法定されているか否かという重要な点が異なるのに対し、旅券法と情報公開法の場合には、そのいずれの点も共通するという違いが存するのである。

以上のとおり、情報公開法 5 条 3 号の文言は出入国管理法 21 条 3 項の規定の文言を参考に立法されたとする被告主張は認められない。

4 立法過程において行政機関の恣意的な運用を許容すべきでないことが指摘されていたこと

情報公開法の立法過程での国会審議において、政府委員による次のような答弁があった（衆議院内閣委員会 1998 年 6 月 4 日会議録・甲 15）（下線は原告代理人）。

○瀧上政府委員 政府案の情報公開法第 5 条第 3 号及び第 4 号の規定は、外交、防衛、犯罪捜査等に関する情報のすべてを対象とするものではなく、このような情報のうち、国の重大な利益等に係るものに限っているものでございます。そしてまた、諸外国の情報公開法におきましても、国の安全等に関する情報につきましては、その特殊性にかんがみまして、特別な取り扱いを規定いたしているところでございます。

この情報公開法の第 5 条第 3 号及び第 4 号の規定に該当する情報であっても、まず行政機関の長は相当の理由の有無についてこの法律の趣旨に沿って適正に判断すべきでありまして、そしてまた、裁判所の司法審査を一切排除するものではないとございまして、訴訟が提起されれば、裁判所は、行政機関の長の判断に合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかを審査するということになりますので、行

政機関の恣意的な運用を許容するものではないというふうに考えております。

この国会答弁にみられるように、5条3号の不開示事由は、「外交、防衛、犯罪捜査等に関する情報のすべてを対象とするものではなく、このような情報のうち、国の重大な利益等に係るものに限っている」。その点に関する行政機関の長の判断についても、「行政機関の長は相当の理由の有無についてこの法律の趣旨に沿って適正に判断すべき」であり、「行政機関の恣意的な運用を許容するものではない」といったことが説明されていた。

5条3号の法解釈に当たっては、この説明の趣旨に沿って、行政機関の恣意的な運用を許容しないような解釈がとられなければならない。

5 被告があげる最高裁判決は裁判所の独自の立場で判断していること

被告は、情報公開条例に関する最高裁判決を二つあげ、被告主張と同趣旨の判示をしていると主張する（被告準備書面（5）6頁）。

しかし、被告があげる最高裁判決は、いずれも、実施機関の判断をいったん離れ、まずは裁判所の独自の立場から合理性を判断し、その後に実施機関の判断を評価している（この点については、本準備書面末尾別紙に、該当する最高裁判決の抜粋を引用して具体的に指摘した。）。被告が主張するような「〔実施機関の〕判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理〔する〕」とする立場（被告準備書面（1）13頁）とは到底相容れない。

6 その他の下級審判決について

被告が被告準備書面（5）6、7頁で指摘する下級審判決は、「行政機関の

長の判断が社会通念上著しく合理性を欠くなど、裁量権の逸脱又は濫用に当たると認められる必要があ[る]」〔乙12, 13〕、「行政機関の長の判断が社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えると認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用があったものとして違法となる」(乙14)と判断しており、基本的にマククリーン判決と同様の基準を採用している。そのような基準を採用している点において、そもそも、これらの下級審判決は、情報公開法における原則開示という枠組みや制約される権利の重要性を踏まえていない点において誤りである。

しかしながら、これらの下級新判例は、マククリーン判決同様の基準を採用しつつも、なお、開示請求者と裁判所が行政文書の内容を直接把握することができないことから、被告側に一定の立証責任を負わせている。つまり、マククリーン判決同様の基準を採用している段階でこれらの下級審判決は誤りであるが、そのような立場をとりつつも、開示請求権を尊重すべくバランス感覚を働かせている点を重視すべきである。

そして、そもそもの基準において情報公開法に基づく開示請求権の権利性を正当に捉えれば、マククリーン判決同様の基準自体とれないから、その点を修正した場合には、そのバランスは原告の権利をより重視する方向に傾くべきある。

7 被告が主張する立証責任の分配は妥当でないこと

被告は、「不開示情報該当性の判断に至る過程で行政機関の長が行った各段階における当該行政機関の長の裁量権の行使に逸脱・濫用があったことを基礎づける具体的事実について、原告がその主張立証責任を負うものと解すべきである」と述べ、被告が主張立証責任を負うわけではないが、「原告が上記の主張立証を行うために必要な限度で、行政機関の長が認定した前提事実の内容、当該認定事実の情報公開法5条3号の要件への当てはめ、その要件

充足性の判断に基づく当該不開示情報に該当するとの認定（評価）の概略を明らかにする必要がある」とする（被告準備書面（５）７頁）。

しかし、被告が主張する主張立証責任は、行政文書にいかなる情報が記載されているかを知らない情報開示請求者に不可能を強いるものである。その点を配慮してか、被告は、「被告が主張立証責任を負うわけではないが、被告の側で概略を明らかにする必要がある」という趣旨のことを述べている。しかし、被告がそのような必要があるとする理論的根拠は不明であるし、必要な主張立証を行わない場合に不利益を受けるという主張立証責任に基づく結果責任とセットでなければ、「必要がある」と言ってみたとところで、その者に対する行為規範としての実効性はない。このような被告主張は、結局のところ、情報公開法の立法過程における国会での政府委員による説明に反して行政機関による恣意的な運用を許容する結果を招くだけであり、被告の主張は失当である。

8 小括

以上述べたところから、５条３号の解釈にあたっては、すでに原告が主張している基準、すなわち、「公にすることにより不利益が生ずる『おそれ』があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」というためには、行政機関側が、行政機関の長の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実を主張したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性...を上回ることにつき合理的根拠を示す必要がある」という基準を採用すべきである。

第2 各論（共通事項）

本件文書1（報告書本体）に関する被告主張への個々の反論は、後述する本準備書面第3で行う。それに先立って、ここでは原告による反論のうち共通する何点かの事項について論じておく。

1 「関係国」「他国」が特定されておらず「類似の事案」が広汎にすぎ3号該当性を検討する前提を欠くこと

（1）被告の主張

被告は、「類似の事案」について、「いずれかの国が武力行使を行う場合であって、我が国としての立場・政策を定める必要を生じさせる程度及び我が国としての立場・政策を定めるに当たっての考慮事項等について、対イラク武力行使の場合と一定程度の類似性が認められる場合」を指すと説明したうえで、「関係国」とは、「類似の事案」において「武力行使に及ぶ国及びその対象となる国に加えて、武力行使が発生した場合に、安全保障面等で重大な脅威にさらされるなど、当該武力行使に関して直接的な利害関係を有する国や、当該武力行使につき直接的な関係を有しないとしても、自国を取り巻く情勢や歴史的経緯等様々な側面を理由に利害関係を有する国」を指すと説明する（被告準備書面8、9頁）。

そして、「いかなる国がいかなる国等に対して武力行使に及ぶのかを明確に予測するのが困難」であることを理由に、「他国」として想定されるのが特定の国に限られるものではないと主張して、原告が主張するように「関係国」「他国」を具体的に述べることは不可能であると主張する。

（2）被告の主張は抽象的に過ぎる

被告の主張は、要するに、どの国であっても「関係国」「他国」になりうるというきわめて抽象的なものであり、「類似の事案」を広く一般化しすぎている。

そもそも本件文書1は対イラク武力行使について日本が政策判断をする際に作成された書類ではなく、検証のために事後的に作成されたものである。仮に本件文書1の中に当時の日本の判断過程や情報収集能力、分析能力あるいはそれらを推知させる情報が記載されているとしても、それらの記載は検証の目的に沿って選別されたごく一部のものに限られるはずである。加えて、後述のとおり、分量も報告書の本文部分は17頁程度しかないから、政策決定過程の生の事実それ自体が表現されているわけではなく、原資料や聴き取り結果を取りまとめたものが記載されているに過ぎないと考えられる。

また、日本の外交政策を考えるうえで、「情報収集の具体的手法、情報収集内容、我が国が重視した視点、論点、関心事項」は、国ごと又は地域ごとに異なる各種事情や外交上の課題等によって大きく異なる。例えば、その国の政治体制や言語や居住民族、その国におけるメディアの発達状況やメディア公表情報の入手容易性、その国にある在外公館数や職員数、商業・文化を含めた日本との交流の歴史や状況その他の各種事情によって、情報収集の具体的手法や情報収集内容は大きく異なるはずである。また、例えば、日本は、中国との間には尖閣諸島の領土問題があるが、同じアジア圏でも台湾とは領土問題がない。韓国や北朝鮮との外交についても、国交や経済交流の有無・拉致問題の有無や、これらの国の政治体制に大きな違いがあることから、視点・論点や関心事項は全く異なるはずである。

それゆえ、仮に本件文書1から対イラク武力行使の際の「情報収集の具体的手法、情報収集内容、我が国が重視した視点、論点、関心事項等」がある程度明らかになるとしても、今後、上記で指摘した各種事情においてイラクとは異なる「他の国」が武力行使に至る事態が起こったときに、「関係国」が日本の今後の対応等を正確に予測することなど到底できないというべきであり、そういった国との交渉上日本が不利益を被るとは考えられな

い。

また、本件は、被告が「類似の事案」を主張するにあたって一般化するように、単に「いずれかの国が武力行使を行う場合…」などではなく、武力行使の根拠となったはずの大量破壊兵器が結果的に発見されなかったという特殊な事案である。それゆえ、日本として、本件と同じ過ちを二度と繰り返さないよう、過去を検証するために本件文書1は作成されたはずである。したがって、仮に本件文書1の中に当時の日本の判断過程や情報収集能力、分析能力あるいはそれらを推知させる情報が記載されており、それが公開されたとしても、当時と同じ対応を日本は将来繰り返さないであろうことを他国が想定できるようになるにすぎない。それゆえ、本件文書1を開示したからといって、他国が日本の今後の対応等を正確に予測する材料になることなどではなく、他国との交渉上不利益を被るおそれや日本の安全が害されるおそれが生じるとは考えられない。

さらに、同じ過ちを二度と繰り返さないためにも、他の外交事案と異なり、本件は、特に公開し、広く国民に知らせる必要性・公益性が高い案件である。開示の結果、他国が本件報告書の内容を知ることになったとしても、国際的に武力行使の正当性が問われた事案について適切に検証を行い、同様の事態を招かないための布石を打っていることが具体的に知られ、日本の国際的信用が高まることはあっても、交渉上不利益を被ることはない。

原告準備書面(2)35頁等でも述べたように、例えば、オランダはイラク戦争の政治的支持に至るプロセスについて調査委員会を組織し、調査結果として551頁に渡る報告書を公表しており、この報告書では政治的な意思決定の経過や与党が行った連立協議が意思決定に及ぼした影響、オランダの情報機関の役割など、政策の経緯が詳細に記録されている(甲12)。また、イギリスも、2016年7月6日、イラク戦争への参加に関する独立調査委員会(チルコット委員会)による報告書(アルファベットで260万

字)を公表した(甲16の1～5)。オランダやイギリスの検証結果報告書と比較して、本件文書1の分量はごくわずかであり、詳細な内容が記載されているとは考えられない。そのことから、被告は本件文書1の記載内容を抽象化しており、細部にわたった具体的記述はしていないはずであるから、被告は、裁判所や原告が本件文書1の内容を知らないことを利用して、3号が定めるおそれがあるかのように誇張しているとしか考えられない。

結局、本件文書1の記載内容は、被告準備書面(5)の説明によっても、後述のとおり、公開情報と同種の事柄であったり、相当程度の公開情報を含んでいることが明らかであって、文書の量に照らしても抽象化した記述が大半であると考えられる。そのような情報がなぜ不開示事由に該当するのかを、被告において具体的に説明すべきである。

国の3号該当性の主張を広く認めた平成27年10月15日名古屋地裁判決(判例時報2301号67頁)ですら、3号該当性の判断について、「事案に応じ、当該処分に係る行政文書又はその部分に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等、一般的・類型的にみて、当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たるものであることを推認するに足りる」程度の説明が必要であると述べて、前提となる事実関係についての具体的な説明が必要であると解している。ましてや、日韓会談東京高裁判決の基準を踏まえた上述の「行政機関側が、行政機関の長の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実を主張したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を示す必要がある」という基準の下では、なおさら被告による具体的根拠の提示が必要である。

この観点から、原告準備書面(2)4頁以下で説明したように、信頼関係

が損なわれるおそれがあるかや交渉上の不利益を被るおそれがあるかを検討するに際しては、少なくとも「他国」や「関係国」について具体的国名を挙げて特定し、それらの国による過去の実際の言動に照らして「類似の事案」があると言えるかを踏まえつつ、5条3号が定める「おそれ」、すなわち法的保護に値する蓋然性が存するかを検討すべきである。

以上のことは、5号ないし6号該当性についても同様である。不開示部分がなぜ5号ないし6号に該当するのかを、不開示処分をするに当たり前提とした事実関係等に基づいて説明すべきであり、その被告の説明内容から、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する蓋然性が認められる場合に限って、5号ないし6号該当性が認められるというべきである。

本件でこのような検討をすることなく、「関係国」や「他国」を特定せず、「類似の事案」を具体的に検討しないままに3号該当性を認めることは、国の安全や他国等との交渉等に関する情報が行政機関に属しており、裁判所が不開示部分の内容を確認できないことから、同号の「おそれ」に関する行政機関の抽象的な説明を裁判所がそのまま認めるしかないことを意味し、3号該当性の司法審査を実質的に否定するに等しい。5号・6号該当性についてはなおさらである。

2 公表されている「報告のポイント」の記載内容と重複する部分も開示しないことは違法である

原告は、準備書面（2）において、本件文書を要約した「報告の主なポイント」（甲4の2）が公表されているという事実を鑑みれば、少なくともこれらと重複する部分を不開示にする理由は全くないと指摘した。

これに対して、被告は、準備書面（5）において、『報告の主なポイント』は、対イラク武力行使当時の外務省内における検討や政策決定過程の検証及び検証から得られた教訓について、他国との交渉上不利益を被らず、また他

国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、当該文書の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに至ったものであり、本件文書1の単なる抜き書きではない」、「当該文書の記述内容と同一の部分と、そうでない部分とを区別することは容易ではない」、「当該不開示部分の記載が具体的かつ詳細である点においても、当該不開示部分の記載は上記『報告の主なポイント』とは一線を画すものである」などと繰り返し主張している。

この点、実際に「報告の主なポイント」が本件文書1の単なる抜き書きではないとしても、「報告の主なポイント」は本件文書1に基づいて作成されたものである。それゆえ、その記載内容が具体性・詳細性の点あるいは具体的表現において一定程度異なるとしても、本件文書1と内容や性質が全く別異な「一線を画すもの」になっているはずがなく、同種の情報が記載されていて当然である。

そして、被告は、「報告の主なポイント」は、本件文書1の内容を精査した結果、「他国との交渉上不利益を被らず、また他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づ」いて作成され、公表されたものであることを自ら主張している。

そうであるならば、被告は、本件文書1の内容を精査した結果、「他国との交渉上不利益を被らず、また他国との信頼関係を損なわない範囲」とそうではない範囲とを特定・区別した上で、「報告の主なポイント」を作成したことになるから、仮に具体的表現は異なるとしても同様の内容が記載されている本件文書1にも、「他国との交渉上不利益を被らず、また他国との信頼関係を損なわない範囲」が被告の観点から言っても存在し、これを特定・区別することが可能であることを自認しているに他ならない。

被告は、本件文書1と「報告の主なポイント」とで、記載内容が具体性・詳細性の点で一定程度異なる部分があることを殊更に捉えて、「報告の主なポイ

ント」全体が本件文書1とは、内容や性質が全く別異なるものになっているかの
ように述べて、不開示処分を正当化しているに過ぎない。

このように、本件文書1の内容を精査した結果、「他国との交渉上不利益を
被らず、また他国との信頼関係を損なわない範囲」とそうではない範囲とを
特定・区別した上で作成された「報告の主なポイント」（甲4の2）が公表さ
れている以上、少なくともこれらと重複する部分を不開示にする理由は全く
なく、違法であることは明らかである。

3 分量を明らかにすることはできず実際に明らかにしていないとの主張

原告は、準備書面（2）において、本件文書1の各不開示部分の具体的な
分量に言及し、その程度の分量の記述では、被告が不開示の理由として挙げ
る事情が述べられないことや、述べられたとしても被告が危惧するような事
態が生じえないことを指摘した。

これに対して、被告は、原告が分量を指摘した多くの部分において、「分量
を明らかにすることはできず、実際に明らかにしていない」と主張している。

しかし、本件決定に基づいて、現に外務省が部分開示をした本件文書1（甲
5）は、不開示部分が次頁にわたり、かつ次頁をすべて不開示にする場合に
は、該当部分に「次頁不開示」と記載がなされている。つまり、不開示部分
が複数頁にわたる場合でも、不開示部分の分量が分かるようになっている。
そのため、頁数を数えることにより、全体としても、本件文書1の本文部分
は17頁の構成になっていることがわかるのである。被告の主張は、明らか
に客観的な事実と反しており失当である。

したがって、被告が準備書面（5）において、分量を明らかにしない理由
を述べた部分、すなわち、「不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項
目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視して
いたか推察することが可能となり、ひいては我が国が当時判断を行う上で重

視した視点、論点、関心事項を推察することが可能となるため、他国との交渉上不利益を被るおそれがある」(14頁等多数)と主張する部分は、いずれも何ら根拠がないことが明白である。

さらに、被告が提出した書証(乙4)によって不開示部分の分量が不明確なのは、不開示部分の文章が頁をまたぐ部分に記載されている場合だけである。

これと異なり、例えば、項目「日本の状況」(乙4の4枚目)や、項目「検討・意思決定プロセス」(同7枚目)などは、記載された当該頁の部分で記載が完結しているため、乙4でも、分量は明白である。

しかし、本件文書1の体裁からすると、不開示部分が頁をまたぐ部分に記載されているか否かは、当該部分が、頁のどの部分から始まるかという、単なる偶然によって決まる。つまり、被告は、上記のとおり、さももっともらしく分量を明らかにできない理由を述べているが、分量がわかるかわからないかは、実は偶然に左右されているだけなのである。

このように、被告の主張は、客観的な事実に反するだけでなく、理論上も破綻している。

以上のとおり、分量に関する被告の主張は、まったく理由がない。

さらに、被告は、甲5をよく検討しないまま、具体的な分量を指摘した原告の主張(例えば「およそ2頁に過ぎない」)に対して、『「およそ2頁」であることを前提とする原告の主張は、前提を欠く』などと主張し、あたかも原告の主張が客観的に誤っているかのように主張している。しかし、原告の主張は、実際に外務省によって部分開示された文書に基づいており、前提を欠いてなどいない。このような主張を被告が行うということは、裁判所や原告に分からなければ(ただし、不開示部分の頁数については、被告が誤解していたに過ぎない)、平気で事実を否定し、誤導的主張をすることを被告が厭わないことを物語っている。

しかも、甲5は、訴訟係属後に、被告が現に本件決定後に開示した文書と異なるものを証拠（乙4）として提出してきたことから、原告が、わざわざ「不開示の頁数を把握できる」と指摘して（2016年7月11日付証拠説明書）、証拠提出した経過がある。

このことも併せ考えると、このような分量に関する被告の主張は、被告が、真摯に事実に向き合わず、かつ、十分な法解釈の検討もせずに、安易に本件処分に拘泥していること、そして、その結果として、行政処分庁にもまして、違法に事実を隠そうとする隠ぺい体質があることを露呈したと指摘できる。

第3 各論（個々の反論）

文書1に関する被告主張への個々の反論は、以下のとおりである。

1 1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分について

（1）記載内容について

被告は、原告が、準備書面（2）の8頁において、検証を行うにあたって外務省が参考にした資料の「数」「標目」以外に具体的に何が記載されているのか明らかにするよう求めたところ、それ以外には「作成時期」が記載されていると述べた上、「標目」には、内容を示すものや関係国の高官の氏名が含まれる場合があるなどと主張しているが、以下で指摘するとおり、未だ不開示事由があることを正当化するには具体性が不十分である。

（2）3号に該当しないこと

被告は、準備書面（5）において、まず、「不開示部分に含まれる資料の内容を示す標目を参照すれば、情報収集先や収集した内容を把握することができる」と主張するが、被告の主張によっても、資料の内容を示す標目には、情報収集先や収集した情報内容を示すものもある、というにとどまる。

すなわち、収集先や内容を明らかにしないものも含まれているし、全ての標目に高官の氏名が記載されているわけではない。むしろ、ごく一部に過ぎない可能性が高い。被告は、内容を示さない標目まで不開示にする具体的な理由を示していないし、標目によって内容が推知されるというだけで、当該内容が明らかになることにより、どのような理由により情報源、情報法収集能力が明らかになるのか、個別具体的に明らかにしていない。

次に、被告は、作成時期と資料の内容を示す標目が記載されていることから、結果として、対イラク武力行使の問題にかかわる検討・意思決定過程の概略が明らかになると主張している。しかし、検証を行うにあたって外務省が参考にした資料の“作成時期”を明らかにすると対イラク武力行使の問題にかかわる検討・意思決定過程の概略が明らかになるという被告の主張には論理の飛躍がある。

さらに、被告は、標目のうち関係国・機関の高官の氏名を示したものについては、特定の時期に当該高官から情報提供がなされたことが判明し、当該関係国・機関との信頼関係が損なわれるおそれ大きいと主張する。しかし、外交を任務とする者が、その職にある期間に諸外国と連絡を取りあうのは当たり前のことであるし、高官であれば少なくとも当事国においてその氏名が公表されているのは通常であろうから、なにゆえ具体的な氏名が明らかになると信頼関係が損なわれるとするのかが不明であり、被告主張の具体的根拠は示されていない。これらの主張だけでは、到底、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるとはいえない。

(3) 6号に該当しないこと

被告は、本件文書1が、そもそも対外公表を前提に作成したものでないため、「その内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、今後、同種資料を作成することが躊躇され、その結果として政府部内において情報の共有を図ることが困難となり、政府部内における協議、検討をする上

で多大な支障が生ずることになる」と準備書面（２）における主張を、ほぼ繰り返している。この点については、従前の反論がそのまま当てはまる。

まず、何をもって「非公開を前提として作成されたもの」とするのか根拠が明らかでない。「外交政策を検討」する中で作成した文書がすべて非公開を前提として作成されたことになるのであれば、情報公開法１条の趣旨と真っ向から抵触し極めて不当である。また、「非公開の前提」が仮に存在する場合に、そのことを理由としてただちに文書の不開示が正当化できるとなると、同様に情報公開法の趣旨に真っ向から抵触することになる。さらに言えば、公務員である外務省の担当者らが、資料の標目を開示することによって、「同種資料を作成すること〔を〕躊躇」するなどという事態は現実問題として考え難いし、仮にそのような実態があるとすれば、それ自体が問題なのであるから、そのような事情を考慮すべきでない。

次に、被告は、「我が国の関心事項や情報収集能力、検討及び意思決定の過程が明らかになる」ことから、「将来的に類似の事案が発生した場合において」参考にされてしまい、「我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある」とする。しかし、被告による「類似の事案」の捉え方は一般化しすぎであること等については、第２で指摘したとおりである。

２ １ページ脚注３行目から６行目までについて

（１）記載内容について

原告は、被告の準備書面（２）において、「本件文書１を作成するに当たり外務省が実施したインタビュー対象者に関する情報」とだけ明らかにした被告に対し、「インタビュー対象者」がいかなる属性のどのような人物で、「関する」というのはいかなる意味で関係しているのかを明らかにするよう指摘した。これに対し、今回被告は、準備書面（５）において、これらを、インタビュー対象者の「氏名」及び「肩書」であるとだけ説明を加えた（被

告準備書面（５）１３頁）。

しかし、被告の説明は、不開示事由を基礎づける事情としては、以下で述べるように不十分である。

（２）５号に該当しないこと

被告は、インタビュー対象者が具体的に明らかになると、対イラク武力行使及び本件検証に関する情報を得ようとする者等からインタビュー対象者が「工作活動」や「脅迫」の対象となると述べている。

しかし、仮にインタビュー対象者がそのような「工作活動」の対象になることがあるとすれば、それは、本件文書１を作成するにあたってインタビューに応じたためではなく、インタビュー対象者に選ばれる原因自体、すなわちその者がイラク戦争開戦当時の意思決定に関与していた事実があるためであろう。ところが、外務省は、イラク開戦当時の意思決定に関与していた者については、それが外務省内の誰であるのかを情報公開請求に対応して開示しているのである（甲１７、甲１８）。外務省では、公表慣行として、少なくとも課長級以上の幹部の肩書と氏名を明らかにした幹部名簿を公表しているから、たとえば、甲１７や甲１８に示されている「主管」ないし「協議先」中の「中東第二課長」とか「中東アフリカ局長」といった肩書の記載があれば、当時の幹部名簿を確認することで、具体的に誰を指すのかを特定することは容易である。それゆえ、イラク戦争開戦当時の意思決定に関与していた者の氏名を一般的にわかるようにしておきつつ、本件文書１のインタビュー対象者のみを不開示にする合理性は何ら認められない。

したがって、本件文書１を作成するに当たり外務省が実施したインタビュー対象者が具体的に明らかになると「関係者から忌憚のない意見を得ることが困難になるおそれ」があるという被告の懸念はまったく根拠がない。

（３）６号に該当しないこと

被告は、外務省の担当者らが非公開を前提として実施されたインタビュ

一の対象者の氏名等であるから、「そのような個人が特定される情報が後日に公開されることが予想される事態となれば... 関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないことになり」多大な支障を生ずると主張している。

しかし、まず、インタビューが非公開を前提として実施されたものだという前提が事実と反する。対象者自身が、行政機関からのインタビューが全く秘密裏に行われると考えているとは到底考えられない。また、インタビューした内容が非公開であることと、インタビューしたこと自体が非公開であることとは異なる次元の話である。インタビューされたこと自体を秘密にしないと、率直な意見が述べられないなどという事態は、稀有なケースであるから、一般論、抽象論でなく、そのような懸念があるという本件における具体的事情が明らかにされなければ、到底支障の存在を認めることはできない。

3 2 ページ1 行目から1 1 行目、項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部分及び項目「2 0 0 1 年以降の展開」に係る不開示部分について

(1) 記載内容について

被告は、この不開示部分は「本件検証を行う上での前提となるイラク情勢に関する事実関係を整理したもの」と述べたうえで、その具体的内容について、被告準備書面(2)では、分量として3行程度の長さの文章で説明をしていたのに対し(同10頁)、被告準備書面(5)では、10行程度の長さの文章で説明している。その分、若干説明の量は増えたが、それによって、ますますその内容は、「報告の主なポイント」(甲4の2)、外務省のホームページの、「イラクを巡る情勢の経緯」のまとめ(甲6)、「平成16年版外交青書」(甲7)や2004年4月に発行された「日本の軍縮・不拡散

外交」(甲8)などにすでに記載されている内容と同じであろうことが明らかにになったといえる。

一例を挙げれば、「イラクを巡る情勢の経緯」(甲6)には、「1. 湾岸戦争から停戦まで(安保理決議678,687)」という見出しと本文の記載がある。これは本件文書1の項目「湾岸戦争」に対応するものと評価でき、同項目に関する被告説明、すなわち「イラクによるクウェート侵攻から停戦決議に至るまでの国際社会、特に安保理、米国、イラク及び米軍を中心とする多国籍軍の動き等、経緯・背景等が記載されている」という説明(被告準備書面(5)14頁)に対応する記述を全て含んでいる。加えて、被告説明によれば、「2001年以降の展開」という項目は「対イラク武力行使に至るまで」を記述しているとのことであるが(同14頁)、「イラクをめぐる情勢の経緯」(甲6)では、対イラク武力行使に至るまでの状況について、本件文書1よりも小さなフォントサイズでA4で3頁にわたって記述している。本件文書1の該当箇所は、より大きなフォントサイズで1頁余りであるから(なお、原告は「およそ2頁」としているが、より厳密には甲5より「1頁プラス数行」であることがわかる。)、そこに記述されている内容は甲6の記述よりも具体的・詳細なものとは考えがたい。

被告は、原告が「およそ2頁」に整理された内容だと指摘したことにつき、「不開示の分量を明らかにすることで、他の項目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視していたか推測することが可能となる」などの理由から、「分量を明らかにすることはできず、実際に明らかにしていない」と主張している。しかし、当該不開示部分が「およそ2頁」(前述のとおり、より正確には2頁より少なく「1頁プラス数行程度」)であることは、甲5から明らかである。このような明らかに事実と反する主張を行っていることについては、すでに第2において指摘をしたとおりであり、被告がそもそも不開示事由について十分な検討をしていないこと

を自認するものである。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「報告の主なポイント」(甲4の2)がすでに公にされており、これと重複する部分を不開示にする理由がないとの原告の主張に対し、「取捨選択したもの」だとか、不開示部分に記載された事実と記載されなかった事実を比較したり、「報告の主なポイント」に記載されていない部分を精査することによって、重視した視点、論点、関心事項等が明らかになるなどと主張している。

しかし、これらの主張に理由がないことは、すでに第2で具体的に指摘をしたとおりである。

しかも、繰り返すが、当該不開示部分は、2頁程度の分量に過ぎない。扱う主題の大きさと比較し、この程度の分量の内容ということは、すでに公にされているものとほぼ全て重複すると考えるのが自然である。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」との主張を繰り返すが、これについては、上記1の(3)において反論したことがそのままあてはまる。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、「当該不開示の分量は公表することはできず、実際に明らかにしていない」と主張するが、これに対する反論は、すでに第2で指摘した。

また、『類似の事案』が起こることが十分に想定される」との主張に対する反論も、第2ですでに述べたとおりである。

4 項目「国際社会の情勢」に係る不開示部分について

(1) 記載内容について

被告は、不開示部分の情報内容を説明するが、従前の説明を一言一句そ

のまま繰り返しただけである(被告準備書面(2)12頁、同(5)18頁)。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、当該不開示部分が明らかになると、日本および外務省が「どの国・地域」等に焦点を当てていたかという事情が明らかになり、日本の検討の視点や関心対象、及びこれらの国・地域の情勢が政策決定に与えた影響等を推察することができることとなるなどと主張している。

しかし、この不開示部分は、わずか1頁程度(甲5)にまとめた内容である。被告は、『わずか1頁程度』であることを前提とする原告の主張は、前提を欠く」と指摘しているが、被告の主張が誤りであることは第2で指摘したとおりである。

また、分量だけが問題ではないとしても、この程度の内容で示される日本の検討の視点や関心対象によって、「我が国の今後の対応等を正確に予測」することなどおよそ不可能である。しかも、被告が想定する「将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態」における「国」は、特定国でなく、およそ全ての国を念頭においたものということであるから、その懸念も極めて抽象的なものにとどまる。法的保護に値する蓋然性は到底認められない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」との主張を繰り返すが、これについては、上記1の(3)において反論したことがそのままあてはまる。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、『わずか1頁程度』であることを前提とする原告の主張は、前提を欠く」と指摘しているが、被告の主張が誤りであることは第2で指摘したとおりである。

また、『類似の事案』及び『関係国』の意味するところや、『類似の事案』

の発生が十分に想定されることについては、前記2で述べたとおり」と主張するが、被告のかかる主張については、第2ですでに反論済みである。

5. 項目「日本の状況」に係る不開示部分について

(1) 記載内容及び3号該当性について

被告は、「当該不開示部分には、当時の我が国政府が行った外交及び安全保障上の取組等に係る内容であって、いわゆる9. 11同時多発テロ事件を受けた我が国の対応、及び、対イラク武力行使への我が国の対応を検討する上で重要な背景となった、対イラク武力行使前後の我が国の外交的努力を中心とした我が国を取り巻く情勢について記載されている」と説明している。この説明だけで5行であるのに対し、当該不開示部分は、わずか10行程度である。わずか10行程度で、そこで説明されているような内容を具体的・詳細に書き尽くすことができるはずがない。

このような短い記述に凝縮された内容であれば、すでに外務省が公にした資料の中にある日本の状況の説明、すなわち、被告が主張する日本の安全保障上の取組、安全保障に関する日本の見解と異なる内容が書かれているはずがない。たとえば、外交青書(甲7)最終頁には、「(3)日本の取組」として、「対イラク武力行使以前」(同頁本文2段落目冒頭)と「武力行使開始以降」(同4段落目冒頭)についての記述が甲5よりも小さなフォントサイズで1頁にわたって記述されている。また、外務省ウェブサイトの「日本の外交努力」(甲9)では、「対イラク武力行使前後」にわたっての日本の活動状況を年表形式で数頁にわたって記載している(同ウェブページで紹介されているリンク先を含めれば、全体でかなりの量になる)。内容において、これらの資料と重複していることは明らかである。

(2) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基

づき記載されたもの」との主張を繰り返すが、これについては、上記１の（３）において反論したことがそのままあてはまる。

（４）６号に該当しないこと

被告は、準備書面（２）における主張を繰り返すほか、わずか１０行程度の記載であっても、「対イラク武力行使についての我が国の対応を検討する上で重要な背景事情となった我が国の外交的努力を中心とした我が国を取り巻く状況が、取捨選択の上で記載されている」などと主張するが、この程度の分量の記載であれば、上記（１）で指摘したとおり、すでに外務省が公にした資料の中に存在しないことの方が不自然であり、被告の主張は理由がない。

６ 項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」に係る不開示事由について

（１）記載内容について

被告は、準備書面（２）における説明に加え、「対イラク武力行使に至る我が国政府の検討の契機」に関する内容も記載され、かつ、それらが「時系列で、関係国の国名、我が国及び外国政府高官の氏名を列挙するなどして」と主張している。

被告は、既に公表されている「報告の主なポイント」（甲４の２）は、本件文書１の内容を精査した結果、新たに作ったもので、単なる抜き書きでなく、同一部分とそうでない部分に区分することは容易ではないとか、「報告の主なポイント」と異なり、具体的かつ詳細であるとも主張している。しかし、この程度の内容の不開示部分であるから、文書の全てにわたって、「報告の主なポイント」の記載よりも具体的かつ詳細になっているということなどありえないことであり、これらに対する反論については、すでに第２で指摘をしたとおりである。

さらに、被告は、本件文書1に記載された内容は、すでに公になっている出版物にも記載があると主張したことに対して、本件文書1と「日本の外交努力」（甲9）とは、内容、性質の異なる文書であると反論しているが、これも理由がない。原告も、内容がすべて同じだと言っているものではないし、文書の作成目的が異なることも承知している。しかし、被告が主張するような「検討の契機」「どのような情報収集・分析・検討が行われたか」「どのような協議が行われたか」などの客観的な事情については、すでに多数の公刊物等に公になっているので、不開示にする合理性はない。

（2）3号に該当しないこと

被告は、不開示部分の分量は明らかにしていない、という事実と異なる主張をした上、的外れな主張をしている。このことについては、すでに第2において指摘をしたとおりであり、いかに被告が根拠のない不開示事由を述べているかがわかる。

次に、被告は、「公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となる」「外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかになる」などと主張している。

しかし、ここに記載された2頁半程度の分量の記載で「我が国の情報収集・分析能力」を推測するとしても、到底精度の高い「推測」にはなりえない。また、同じく、関心事項や考慮している事項として明らかになる内容もたかが知れている。したがって、仮に、将来的に類似の事案が発生した場合に、「他国との交渉上不利益を被るおそれ」や、「我が国の安全が害されるおそれ」も極めて抽象的な「おそれ」に過ぎず、3号の不開示事由にはなりえないというべきである。

さらに、被告は、『類似の事案』及び『関係国』の意味するところや、『類似の事案』の発生が十分に想定されること」と主張するが、被告のこの主張

については、第2ですでに反論済みである。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」との主張を繰り返すが、これについては、上記1の(3)において反論したことがそのままあてはまる。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、従前の主張を繰り返す外、『類似の事案』及び『関係国』の意味するところについては前記2で述べたとおり」と主張するが、被告のこの主張については、第2ですでに反論済みである。

7 項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」について

(1) 記載内容について

被告は、不開示部分の情報内容について、準備書面(2)18頁下の説明に加えて、被告書面(5)では、「在外公館への指示に関する記載」「特に注目すべき情報を挙げて、どういった相手方からどの程度の回数当該情報を入手したのかという記載」もあると説明する。

(2) 3号に該当しないこと

ア 分量は明らかになっている

被告は、不開示の分量を明らかに出来ず、実際に明らかにしていないと主張するが、すでに第2で指摘したとおり、外務大臣が本件文書1について行った部分開示(甲5)のページ下部にある「次頁不開示」という記載(本文4箇所)や、「次頁以下7頁 不開示」という記載(参考資料3)から、不開示とした分量がわかるようになっている。

したがって、被告のこの主張は誤りであり、甲5に照らすならば2頁程度の分量しかないことはすでに明らかである。

イ 依然として抽象的な被告の説明

被告は、「報告の主なポイント」（甲４の２）で公開された情報より具体的な情報収集先や、情報収集についての具体的方法や内容が記載されていると主張する。これについても、第２で指摘したとおりであり、少なくとも公開された情報は、その部分を開示すべきである。

また、「具体的な情報収集先」「情報収集についての具体的方法や内容」という被告の説明は、例えば、情報収集先として関係国の国名が書いているのか、関係国の役所名・担当部局・担当者名まで書かれているのか、国際的に非公然の機関の名称もあるのかなど、３号該当性を検討するための十分な説明はなく、依然として抽象的である。

ウ ３号の「おそれ」も抽象的

このように、記載内容に関する説明も依然として抽象的である上に、３号が規定する「国の安全が害されるおそれ」「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」については、被告はただ同号の文言を繰り返すだけである。なぜ国の安全が害されるおそれがあるのか全く不明であり、他国等との信頼関係や交渉上の不利益についても具体的国名はなく、他国等との関係性の説明もなく、具体的にどのような不利益やおそれがあるのか全くわからない。

結局、原告準備書面（２）で述べたように、被告の説明は極めて抽象的で、３号該当性に関する合理的な根拠が示されているとは到底いえない。

（３）５号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」との主張を繰り返すが、これについては、上記１の（３）において反論したことがそのままあてはまる。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、「類似の事案」とはいずれかの国が武力行使を行う場合であると述べ、「関係国」とは武力行使に及ぶ国及びその対象となる国に加えて、安全保障面等で重大な脅威にさらされるなど、当該武力行使に関して直接的な利害関係を有する国などを挙げるが、結局、いずれについても特定できていないことを自白しているに等しく、6号の「おそれ」について、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する蓋然性について、依然として何ら明らかにしていない。この点については、第2で論じたとおりである。

また、原告が、尖閣諸島問題に関する新聞報道（甲10）を挙げて反論したことについて、被告は、報道機関によるものと政府が公表したものとは、外交事務に及ぼす影響が全く異なると説明するが、詭弁である。原告が挙げた新聞報道は、報道機関の私的な見解ではなく、政府機関の動きや官房長官の記者会見での発言内容等、政府が公表した発言や行動に関する事実を詳細に記載したものであって、政府が公表した場合と実質的に変わらない。

8 項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」について

(1) 記載内容について

被告は、準備書面(5)29頁において、不開示部分の情報内容について、被告準備書面(2)の主張に加え、「具体的には…」という説明部分を追加している。しかし、「具体的には」と言いつつも、実際に記載されている内容は、「対イラク武力行使に関係するいくつかの特定の問題（武力行使により生じ得る影響）ないし動向」という程度であり、およそ具体性を欠いている。

(2) 3号に該当しないこと

被告による「類似の事案」や「関係国」の捉え方は広汎にすぎ特定を欠い

たものであり、第2で述べた批判が妥当する（なお、被告は準備書面（5）では「類似の事案」という言葉を使っていないものの、そこで言及している被告準備書面（2）の該当箇所は「類似の事案」について論じている。）。

また被告は、原告準備書面（2）において、原告が、「イラクを巡る情勢の経緯」（甲6）や「日本の外交努力」（甲9）を挙げて反論したことについては、これらは「イラク問題に関する我が国の情勢分析等の評価を含まないもの」であるとして、「当該不開示部分の記述とは共通するところのない、性格の異なる別種の資料」と主張する。しかし、イラク問題に関する情勢等の具体的事実を挙げることなく、評価だけを書き連ねることは不可能か困難であるから、不開示部分にはイラク問題に関する具体的経過の記載も含まれているはずである。少なくともこれらの部分はすでに公開されている情報と同一の内容のものであるから開示できるはずである。さらに、上記文書（甲6、甲9）には含まれていない「評価」が仮に不開示部分に記載されているとしても、そのこと自体は、上記文書とは異なる記載が不開示部分に含まれているという事実の指摘にとどまる。その部分を開示しないためには、その正当化根拠を被告が主張する必要があるが、「類似の事案」や「他国」等についての被告主張は抽象的であって3号該当性が認められないことは、すでに主張したとおりである。

（3） 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」との主張を繰り返すが、これについては、上記1の（3）において反論したことがそのままあてはまる。

（4） 6号に該当しないこと

6号該当性についても、前記7の（4）と同様の反論が当てはまるほか、「類似の事案」の発生が考えにくいことや、「関係国」について具体的な特定がないことの問題については第2で述べたとおりである。

9 項目「検討・意思決定プロセス」について

(1) 記載内容について

被告は、準備書面(5)でも、同(2)とほぼ同じ説明を繰り返している。

「検討・意思決定プロセスについての記述」とあった(被告準備書面(2) 22頁)のが、「検討・意思決定プロセス及びそれに対する評価、検討・意思決定プロセスにおいて考慮された事項についての記述」(被告準備書面(5) 31頁)に変わったという違いしかなく、考慮事項や手続経過の具体的な説明もない。

(2) 3号に該当しないこと

まず、「類似の事案」に関する被告主張(項目8と同様に準備書面(5)では「類似の事案」という言葉は使われていないものの、そこで言及している被告準備書面(2)の該当箇所は「類似の事案」について論じたものである。)に対しては、第2で論じた批判が妥当する。

次に、被告は、半ページもない分量であっても、「取捨選択の上で我が国が重要と考える事項ないし我が国の見解が凝縮された」ものであると主張するが、不開示部分について上記のような抽象的な説明をただけで、当該部分の記述が被告主張のような凝縮された内容であると判断することは不可能である。また、仮に事項や見解を凝縮したものであるとしても、秘匿に値するだけの具体的な内容が含まれているためには、必然的にある程度の字数を必要とするはずであるから、記載箇所の分量が少ないという事実は重要である(甲5で「検討・意思決定プロセス」の項目に対応する部分は1頁の4分の1程度にとどまる。)。原告は、被告に対し、不開示部分の記載内容を具体的に説明するよう改めて求める。

原告は原告準備書面(2)において、「55人が語るイラク戦争」(甲11)を挙げて、検討・意思決定プロセスに関する情報というだけで3号該当性

が認められるとは考えられないと反論したが、被告はこれについて、甲 1 1 の書籍と本件文書 1 とはそもそも性格が異なると述べる。しかし、「55 人が語るイラク戦争」(甲 1 1) は、朝日新聞のジャーナリストが当時の官房長官や防衛庁長官といった内閣の構成員に対して行ったインタビューに基づき、当時の政府の動きについて、彼らの発言内容を具体的に引用して説明した文献である。少なくとも、引用箇所としてこの本に記載された当時の政府関係者の発言等は正確と考えられるから、そこに記載されている内容と同一内容の情報が記載された部分について、不開示事由該当性は認められないというべきである。

また、オランダ等でイラク戦争に関する検証結果が公表されていることとの比較について、被告は、他国の調査結果が公表されているから日本の検証内容も同様に公表すべきという結論にならないと主張する。しかし、オランダ等の国も、調査結果を公開することによって、自国が将来外交交渉上不利益を受けること等がないよう配慮しているはずである。そのような配慮をしつつも、他国において同様のテーマに関する詳細な検証結果報告が公表されていることからすれば、日本が同様の情報を開示しても、他国との信頼関係が損なわれるおそれや他国との交渉上不利益を被るおそれはないというべきである。大量破壊兵器が存在することを理由としてイラク戦争を開始したものの、後に存在しないことは判明したという事実について事後的に検証を行った報告書であるという共通点があるにもかかわらず、不開示部分の記載内容を具体的に説明することなしに、「他国の立場で、他国特有の視点に基づいて行われたもの」と決め付けて、他国の検証報告は本件検証とは別個のものであると主張しても説得力がない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」との主張を繰り返すが、これについては、上記 1 の

(3) において反論したことがそのままあてはまる。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、6号該当性について、項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」（前記7）と同様の主張をしており、これについては、前記7の（4）と同様の反論が当てはまる。「類似の事案」や「関係国」に関する被告主張への反論は、第2で述べたとおりである。

10 項目「武力行使の支持に至るプロセス」について

(1) 記載内容について

被告は、準備書面（5）において、従前の説明（被告準備書面（2）24頁）に加えて、「特に、外交努力の内容・具体的なやりとりについては、我が国政府及び関係国政府の高官の氏名を記載したものであるほか、外交交渉の相手方の情勢認識や意図を推察し得る相手方の具体的な発言内容も含まれている」（同書面33頁～34頁）と述べた程度である。

(2) 3号に該当しないこと

ア 分量は明らかである

被告は、不開示の分量を明らかに出来ず、実際に明らかにしていないと主張するが、外務大臣が本件文書1について行った部分開示（甲5）の「武力行使の支持に至るプロセス」の頁部分を見ると、頁下部に、「次頁不開示」と記載され、さらにその次の頁の「米側への働きかけ」の上の部分まで墨塗りが続いていることからすれば、当該不開示部分は「せいぜい数ページ程度しかない」（より具体的には2頁弱）という原告主張のとおりである。

したがって、被告のこの主張は誤りである。

イ 被告の説明は抽象的である

まず、「類似の事案」に関する被告主張（項目8と同様に準備書面（5）

では「類似の事案」という言葉は使われていないものの、そこで言及している被告準備書面（２）の該当箇所は「類似の事案」について論じたものである。）に対しては、第２で論じた批判が妥当する。

原告は、原告準備書面（２）において、「日本の外交努力」（甲９）や「５５人が語るイラク戦争」（甲１１）を例に挙げて、この不開示部分に記載された「情勢認識」や「政府部内でのやりとり」、「外交努力の内容・具体的なやりとり」と同様の情報が甲９や甲１１で公表されていることを指摘した。

この点について、被告は、甲９は公表しても差し支えない会談及び報道発表が羅列されたものであるが、この不開示部分は「記述内容の性格が全く異なる」と述べるだけで、具体的な説明をしていない（しかも、異なると主張するのは「性格」であり、「記述内容が全く異なる」とまでは述べていない。）。見出しどおりに「武力行使の支持に至るプロセス」を記載した部分であれば、事実経過を記載しているはずであるから、すでに公表されている情報と同一の情報も含まれるはずであり、少なくとも３号に該当する情報だけが記載されるということは考えられない。

甲９や甲１１で公表されている情報との比較で開示できない部分があるというのであれば、その部分を具体的に特定し、なぜ不開示事由に該当するのかを具体的事実に基づいて説明すべきである。

また、被告は、甲１１の書籍と本件文書１とはそもそも性格が異なると述べて、同じ事実であっても、政府見解として公表するのと私人が出版するのでは外交交渉に及ぼす影響は全く異なると主張するが、具体的にどのように異なるのかの説明はない。前述のとおり、「５５人が語るイラク戦争」（甲１１）は、朝日新聞のジャーナリストが当時の官房長官や防衛庁長官といった内閣の構成員に対して行ったインタビューに基づき、当時の政府の動きについて、彼らの発言内容を具体的に引用して説

明した文献である。少なくとも、引用箇所としてこの本に記載された当時の政府関係者の発言等は正確と考えられるから、そこに記載されている内容と同一内容の情報について、不開示事由該当性は認められないというべきである。

さらに、原告が新聞記事（甲10）を挙げて、政府高官と他国の高官との具体的なやり取りが報道されることからすれば、関係国高官と日本政府との間で交わされたやり取りであるからといって、3号の「おそれ」が認められるわけではないと反論した点について、被告は、この不開示部分には「当該関係国の情勢認識や意図を推察し得る発言内容が含まれており、第三国が、当該関係国の当時の情勢認識や意図を手がかりとして、類似の問題が生じた場合に当該関係国の出方を推察することが可能となるから、公にした場合、当該関係国に交渉上の不利益が生ずるおそれがある情報を我が国が公開したとして、当該関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある」（被告準備書面（5）35～36頁）と述べる。しかし、ここで被告が主張する「おそれ」が生じるための因果の流れは、どこの国かが不明な「第三国」の介在も必要とする複雑なもので、到底法的保護に値する蓋然性が認められる主張とは思えない。すなわち、「当該関係国」と日本との信頼関係が損なわれるという被告の立論が成り立つためには、「当該関係国の情勢認識や意図」ないしそれを「推察し得る発言内容」が、「当該関係国」あるいはその他の国によってこれまでに公表されたことがなく、日本だけが公表する場合であることが必要であろうし、「第三国」は種々の情報を元に日頃「当該関係国の出方を推察」しているであろうから、日本が公開する情報が、そのような「第三国」による「当該関係国の出方の推察」を変更させるほどインパクトを持ったものである必要がある。さらに、それだけではならず、そのような「第三国」による「当該関係国の出方の推察」変更の原因が日本の行為にあ

ることを「当該関係国」が知るというプロセスも必要になる。このことに、「当該関係国の当時の情勢認識や意図」が原因を誤ったイラク戦争の開戦時という特殊なもので、「類似の問題が生じた場合」なる場合が想定しがたいことも踏まえて考えると、被告が主張する複雑な因果の流れが、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性のあるものであるとは到底考えられない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」との主張を繰り返すが、これについては、上記1の(3)において反論したことがそのままあてはまる。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、6号該当性について、項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」（前記7）と同様の主張をしており、これについては、前記7の(4)と同様の反論が当てはまる。

1.1 項目「米側への働きかけ」について

(1) 記載内容について

被告は、準備書面(5)37頁において、従前の説明(被告準備書面(2)26頁)に加え、「具体的には、対イラク武力行使に至るまでの我が国から米国側への働きかけの内容、我が国の意図、我が国からの働きかけに対する米国からの反応が、実際に会談等を行った我が国政府及び米国高官の氏名を特定した上で詳細に記載されているほか、我が国の働きかけについての評価も記載されている。特に米国からの反応、働きかけの評価については、米国の情勢認識や意図を推察し得る情報も含まれている」と説明する。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、不開示部分を「公にすることにより、武力行使についての我が国

の考えが詳らかになるとともに、対イラク武力行使に至るまでに米国側に対していかなる内容の働きかけを行ったかが明らかになるものであり、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ自体が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討条の関心事項を把握し、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形で効果的な外交活動を行うことが可能となる。」と主張する（同頁）。

しかし、「報告のポイント」（甲４の２）に示されているように、日本は、米国に対し、「武力行使の前に外交的手段を尽くすべきであり、国際的連帯が必要であるとの考え方を繰り返し伝達」した。日本がこのような態度をとったことは、平和憲法を有する国の対応として当然のことであるし、また、結局のところ、このような日本の働きかけが功を奏せずに米国が開戦に踏み切ったことは公知の事実である。このように、関係する事実の大枠は、公表されているか公知である。また、「日本の外交努力」（甲９）及び同ウェブページからリンクによって飛べるウェブページ（甲１９の１～６）に表示されている情報によれば、日本側では、小泉総理（肩書は当時。以下同じ。）、川口外務大臣、石破防衛庁長官、福田官房長官、竹内外務次官らの名前が記載され、米国側ではブッシュ大統領、パウエル国務長官、アーミテージ米国務副長官、ウォルフオビッツ国防副長官らの名前が記載され、誰が（あるいはいずれの国側か）がどのような趣旨の発言を行ったかが日付とともに克明に記録され、公表されている。このように、「実際に会談等を行った我が国政府及び米国高官の氏名を特定した上で詳細に記載されている」文書がすでに公開済であるから、Ａ４で半頁にも満たない「米側への働きかけ」の箇所（甲５）を不開示にすることに何らの合理性もないはずである。

この点、被告は「不開示部分の記載は、行われた会談のうち、特に重要視したものが取捨選択の上掲載されており、いかなる会談等が抽出されたのかということ自体、我が国の関心事項等を推察するための貴重な情報となり得る」と主張する（被告準備書面（5）38、39頁）。しかし、公表されている会談中のどの会談を抽出して本件文書1に記載したかという事実に基づいて、他国がそれを一体どのように利用できるのか、理解に苦しむ。また、報告書にまとめる過程で主だった事実経過を記載する程度の分量に圧縮すること自体はごく普通のことであって、圧縮前は公表できるものが、圧縮する過程で取捨選択した途端、3号に該当する「おそれ」が生じるとはとても考えられない。

このように、米国への働きかけについては、事実の大枠と事実の詳細のいずれもが明らかになっている。それにもかかわらず、その間に位置する記述を含む文書は公開できないとする被告主張には無理があると言わざるを得ない。

また、被告は、「イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国その他の関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。よって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある。」と主張する。しかし、平和憲法を有する日本が、武力行使に慎重な態度をとることは当然であるし、A4で半頁以下の記述でそのような「おそれ」が生じるという被告主張には現実性がない。

また、「米国側からすれば、米国の情勢認識や意図も明らかになることとなり、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある」と被告は主張するが（被告準備書面（5）38頁）、「日本の外交努力」（甲9）などで詳細に情報が公表されているのに対し、不開示部分はA4で半頁以下であるから、そこでの記載を開示することによって米国との信頼関係が損なわれるおそ

れは現実には想定できない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」との主張を繰り返すが、これについては、上記1の(3)において反論したことがそのままあてはまる。

(4) 6号に該当しないこと

被告が、被告準備書面(2)27頁で述べたような、「将来的に類似の事案が発生した場合」が基本的に考え難いことは、第2で述べたとおりである。

また、被告は、「日本の外交努力」(甲9)に記載された内容と、当該不開示部分に記載された内容とは「性格が異なる」と主張するが、全く具体性のない主張である。前述の通り、報告書にまとめる過程で主だった会談等に絞って記載することはごく普通のことと、圧縮した途端、公表できる資料が公表できなくなるという主張自体、失当というべきである。

12 項目「米国以外の各国への働きかけ」について

(1) 記載内容について

被告は、被告準備書面(5)40頁において、従前の説明(被告準備書面(2)27, 28頁)に加えて、「具体的には、関係各国に対する我が国の働きかけに関する事実経過、働きかけの具体的内容・意図、それに対する相手国又は関係国の反応に加えて、こうした外交交渉の効果に対する評価等が記載されている」と説明する。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、日本が働きかけをした国との関係では「信頼関係が損なわれるおそれ」、それ以外の国との関係では「交渉上不利益を被るおそれ」をそれぞれ主張するようである(被告準備書面(5)40, 41頁)。

これに対し、原告が、「報告の主なポイント」(甲4の2)や「日本の外交努力」(甲9)に同趣旨の記載があると主張をしたのに対し、被告は、本件文書1の該当箇所の記述は、これらの文書に記載されている事項に限られない旨反論する。

しかし、まず、「報告の主なポイント」(甲4の2)には、すでに原告準備書面(2)で指摘した「イラクによる査察無条件受け入れに向けた新たな安保理決議の採択について累次働きかけを行った。」という記載だけでなく、「このような働きかけもあり、2002年11月に安保理決議1441が採択され、これを受けて我が国は、事態の平和的解決に向け、国際協調の維持とイラクの査察受け入れのための外交努力を継続して実施した。イラクに対しては、無条件の査察受け入れを粘り強く働きかけたほか、安保理メンバー国に対して、イラクの決議履行を促すための第2の安保理決議の採択を目指すよう累次の働きかけを実施し、さらに、イラク周辺国に対しても、総理大臣特使の派遣等を通じ、イラクによる査察受け入れの重要性について働きかけた。こうした関係国への働きかけは、2003年2月下旬から3月にかけて、米英等の武力行使直前まで継続して行われた」という記載(甲4の2・2頁)もある。さらに「日本の外交努力」(甲9)には「対イラク」、「対中東諸国」、「対国連安保理常任理事国」に分けて、時系列で詳しく活動が記載されているうえ、一部の項目にはリンクが貼られており、別のウェブページに飛べるようになっている。これらの公表されている情報に対し、本件文書1の「米国以外の各国への働きかけ」の項目の記載はA4で1頁弱程度の分量であるから(甲5)、実際に上記書面(甲4の2、甲9及びそこからリンクされているウェブページ)を超えた情報がどの程度含まれているのかは疑わしい。

次に、被告は、「日本の外交努力」(甲9)との関連で、『日本の外交努力』に記載のある事実のみ切り分けて開示することもできない」と主張する(被

告準備書面（５）４２頁）。この点、被告は「日本の外交努力」ですでに公表されている情報と同一の内容が不開示部分に含まれていることは認めている。仮に具体的表現としては異なる箇所があるとしても、既公表部分と内容的に同一の箇所を選択して部分開示をすることは可能なはずである。それができない具体的な事情があるのであれば、被告としてその点を説明すべきであるし、そのような説明ができないのであれば、部分開示を行うべきである。

さらに、本件文書１の該当箇所に、甲４の２や甲９によって公表されていない部分が仮にあるとしても、そのことから直ちに３号該当性が認められるわけでないのは当然である。仮に、情報公開法がすでに公表されている情報のみを開示する仕組みにすぎないとすれば、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図〔る〕」ために法律を制定した意味はないことになってしまう。この点、甲４の２や甲９では公表されていない部分の不開示を維持するための被告説明は、「記述の具体性には格別のものがある」（被告準備書面（５）４１頁）といった意味が明確でない説明や、「関係国」や「他国」を特定しない「類似の事案」の主張（これについては第２の批判が妥当する）といった説明がなされているにすぎない。

原告準備書面（２）４４頁ですでに主張したとおり、日本が「イラクによる査察無条件受入に向けた新たな安保理決議の採択について累次働きかけ」を行ったとすれば、そのような働きかけは、平和主義を憲法上の原則として掲げる日本政府の外交努力として当然行うべきことであるし、加えて、国連中心主義の国際社会のありように照らしても、内容的に何ら公表をためらうべき事項ではないはずである。

また、「５５人が語るイラク戦争」（甲１１）との比較について、被告は、甲１１の書籍と本件文書１とはそもそも性格が異なると述べて、同じ事実であっても、政府見解として公表するのと私人が出版するのとでは外交交

渉に及ぼす影響は全く異なると主張するが、具体的にどのように異なるのかの説明はない。前述のとおり、「55人が語るイラク戦争」(甲11)は、ジャーナリストが当時の官房長官や防衛庁長官といった内閣の構成員にインタビューしたものであり、少なくとも、この本に記載された当時の政府関係者の発言の引用部分等については正確と考えられるから、そこに記載されている内容と同一内容の情報が記載された部分について、不開示事由該当性は認められないというべきである。

さらに、「不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視していたか推察することが可能となり、ひいては我が国が当時判断を行う上で重視した視点、論点、関心事項を推察することが可能となる」との主張も詭弁である。墨塗り部分の分量から、被告が主張するような推察をすることなどできないし、他国との交渉上不利益を被るおそれもない。外務大臣が本件文書1について行った部分開示(甲5)のページ末尾の「次頁不開示」という記載や、「次頁以下7頁 不開示」という記載から、不開示とした分量がわかるようになっていることは、第2で主張したとおりであり、分量を明らかにしていないとの被告の主張はそもそも誤りである。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」との主張を繰り返すが、これについては、上記1の(3)において反論したことがそのままあてはまる。

(4) 6号に該当しないこと

被告が、被告準備書面(2)29頁で述べたような、「将来的に類似の事案が発生した場合」が基本的に考え難いことは、第2で述べたとおりである。

また、文書としての趣旨、性質が異なるという被告の反論に具体性がな

いことも、前述のとおりである。

1.3 項目「武力行使の法的側面」について

(1) 記載内容について

被告は、被告準備書面（5）43頁において、従前の説明（被告準備書面（2）29頁）に加えて、「具体的には武力行使の法的根拠についての我が国政府部内での検討内容、我が国が特定の意図を持って関係各国との間で調整や外交努力を行ったこと並びにその調整・外交努力の具体的態様及びその結果が記載されている」と説明する。

(2) 3号に該当しないこと

第2で述べたように、3号該当性を検討するに際して、「他国」をおよそ明らかにせず、いかなる国のいかなる外交事情に着目するかも不明なまま、信頼関係が損なわれるおそれがあるかを検討することは不可能であり、「関係各国」という被告の説明では3号の「おそれ」を検討する前提を欠く。

また、「将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案」を想定して交渉上不利益を被るおそれがあるという主張があてはまらないことも第2で述べたとおりであり、3号のいう「他国等」や「交渉上の不利益」の内容を特定していないに等しく、同号該当性を検討する前提を欠いている。

同様に、イラク情勢を巡る我が国の認識についての被告の主張も、「イラク及び周辺国その他の関係国」という包括的な記述では、3号の「おそれ」を検討する前提を欠くというべきである。

被告は、『武力行使についての法的根拠』という一般的な論理の話を秘密にすること自体、そもそも考えがたい」等とする原告の反論に対して、この不開示部分に記載された情報は、「武力行使についての法的根拠に係関する一般的な記述...ではな[い]」と主張する（被告準備書面（5）44頁）。

しかし、「武力行使の法的側面（国際法上の合法性）」というタイトルから

して、日本政府部内での検討内容の記載が仮に含まれているとしても、それだけではなく、その検討結果としての武力行使についての法的根拠に関する説明が記載されているはずである。

そもそも、分量について、第2で主張したとおり、外務大臣が本件文書1について行った部分開示（甲5）から不開示の分量がわかるようになっている。被告は『「1頁にも満たない程度」であることを前提とする原告の主張は前提を欠く』と主張するが（被告準備書面（5）46頁）、そのような被告主張こそ前提を欠いている。A4で1頁に満たない程度の分量であるという事実は隠蔽できない。被告が具体的記載内容として説明する「武力行使の法的根拠についての我が国政府部内での検討内容、我が国が特定の意図を持って関係各国との間で調整や外交努力を行ったこと並びにその調整・外交努力の具体的態様及びその結果」という記載からは、いかにも分量のある文書であるかの印象が生じるが、「法的側面（国際法上の合法性）」に関する理屈ないし根拠といった一般的記述も「1頁未満」の中に含まれているはずであるから、これらに該当する箇所は相当少ないはずであり、そこに具体的・詳細な事実や見解を織り込むことなど想定しがたい。

また、被告は、原告が挙げる「日本の外交努力」（甲9）との比較についても、「文書としての趣旨、性質が異なる」と主張するが、その主張には全く具体性がなく、存在を公表しても差し支えない会談等について、報告書で取り上げた途端に不開示事由に該当することはないはずである。

さらに、「研究ノート 武力行使に関する国連の法的枠組みの有効性」（甲14）との比較について、被告は、甲14と当該不開示部分とは内容、性質が異なると主張するが、被告の主張をもってしても、少なくとも武力行使の法的根拠に関する記述部分が不開示事由に該当しないことは明らかであり、少なくともその部分について不開示を維持する根拠はない。

（3）5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」との主張を繰り返すが、これについては、上記1の(3)において反論したことがそのままあてはまる。

(4) 6号に該当しないこと

被告が、被告準備書面(2)31頁で述べたような、「将来的に類似の事案が発生した場合」が基本的に考え難いことは、第2で述べたとおりである。

また、被告は、原告の反論に対して、「当該不開示部分に係る記述が公開の場における議論の内容というものではない」と述べるが、全く無意味な反論である。政府内の議論が公開の場の議論ではないことは当然であり、その上で、被告が当該不開示部分について6号に該当すると主張するのであれば、その理由を具体的に主張すべきである。特に、この不開示部分は、国連等で公に議論される類の武力行使の国際法上の合法性に関する検討内容であり、一般的には公開されてしかるべき種類の情報である。被告は、準備書面(5)43頁で、不開示部分の記載内容を少し具体的に記載したが、この記載内容について、なぜ、今後の外交交渉事務に支障が生じるおそれが生じるのかは説明していないに等しく、法的保護に値する蓋然性を何ら示していない。

1.4 項目「武力行使の支持の理由」について

(1) 記載内容について

被告は、当該不開示部分の記載内容について、準備書面(2)における説明(「我が国によるイラク武力行使支持の具体的な理由が記載されている」同準備書面31頁)を多少言い換え、「当時の我が国を取り巻く安全保障環境等の情勢といった具体的かつ詳細な考慮事項を含む、我が国によるイラク武力行使支持の具体的な理由・考慮事項」が記載されている旨説明す

る（被告準備書面（５）４７頁）。しかしながら、従前の記載内容の説明がなんら具体化されたものではなく、相変わらず不開示事由該当性に関する裁判所の判断や原告による有効な反論を可能にさせるものではない。

（２）３号に該当しないこと

被告は、「一国の外交政策を予測するに際しては、国際情勢そのものや、従前の我が国の対応そのもののみを見ても正確な予測を行い得るものではなく、いかなる事項に着目し、いかなる理由から政策決定を行ったのかという点に着目することが重要であり、我が国政府自身が行った検証の結果としての対イラク武力行使に関する我が国の意思決定理由・考慮事項の具体的かつ詳細な内容が公にされることになれば、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、… 国際情勢や従前の対応のみを根拠とするよりも正確な予測を行うことが可能となる」「『類似の事案』及び『関係国』の意味するところや、『類似の事案』の発生が十分想定されることについては前記２で述べたとおりであ〔る〕」などと主張する。

しかし、そもそも事後的な検証結果として、たったＡ４で３分の１程度の分量の記載しかない本項目（甲５・１０枚目参照）において、対イラク武力行使に関する日本の意思決定理由・考慮事項の具体的かつ詳細な内容が記載されているとは到底考えられず、これにより将来の正確な予測を行うことが可能となるとする被告の主張は机上の空論に過ぎない。この点について、原告が指摘したにもかかわらず、被告はなんら合理的な反論をせず、具体的かつ詳細な内容が記載されているとの従前の主張を繰り返すばかりである。

また、『類似の事案』及び『関係国』の意味するところや、『類似の事案』の発生が十分想定されることについては前記２で述べたとおりであ〔る〕』との被告の主張については、第２で主張した批判が妥当する。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものである」、「『報告の主なポイント』は、他国との交渉上不利益を被らず、また、他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、本件文書1の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに至ったものであ[る]」などと主張する。

しかしながら、「公にしないことを前提とした」との被告の主張については、前記1の(3)で主張した批判が妥当するし、「『報告の主なポイント』は、他国との交渉上不利益を被らず、また、他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、本件文書1の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに至ったものであ[る]」との被告の主張については第2で主張した批判が妥当する。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、『類似の事案』及びその際の『我が国の今後の対応を推察するための参考として用いる』主体である『関係国』の意味するところや、『類似の事案』の発生が十分に想定されることについては、前記2で述べたとおりである」などと主張するが、この被告の主張については、第2で主張した批判が妥当する。

1.5 項目「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」について

(1) 記載内容について

被告は、当該不開示部分の記載内容について、準備書面(2)における説明に加え、「説明責任を果たすための具体的な手法や目指すべき国民の理解の在り方に関する検討、及び具体的なメッセージを含む広報活動の態様」が記載されている旨説明する。この説明により明らかになったのは、本項目には、「説明責任を果たすための具体的な手法や目指すべき国民の理解の

在り方」や「具体的なメッセージ」という国民に当然に知らしめるべき情報が記載されているということであり、記載されている内容の性質に照らせば、これが開示できないという被告の主張になんら合理的理由を見出すことはできない。

また、被告は、『報告の主なポイント』は、他国との交渉上不利益を被らず、また、他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきの方針に基づき、本件文書1の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに至ったものであ[る]」、「本件文書1の単なる抜き書きではないため、当該文書の記述内容と同一の部分と、そうでない部分とを区別することは容易ではない」、「当該不開示部分の記載が具体的かつ詳細である点においても、上記『報告の主なポイント』とは一線を画すものである」などと主張するが、この被告の主張については、第2で主張した批判が妥当する。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「外務省内で行われた説明責任を果たすための具体的な手法や目指すべき国民の理解の在り方に関する検討、及び具体的なメッセージを含む広報活動の態様、国会議員への説明等の具体的な取組について、その効果等を含めた詳細な検証結果が公にされることになれば、上記で述べた類似の事案に際して関係国が我が国の対応を予測するにあたり、国際情勢やすでに公開されている従前の対応のみを根拠とするよりも正確な予測を行うことが可能となり、その結果、自国を利する形での効果的な外交工作活動を行うことがかのうとなるのであり、その際には、他国との交渉上不利益を被るおそれが生じる」、「『類似の事案』及び『関係国』の意味するところや、『類似の事案』の発生が十分想定されることについては前記2で述べたとおりであ[る]」などと主張する。

しかし、「外務省内で行われた説明責任を果たすための具体的な手法や目指すべき国民の理解の在り方に関する検討、及び具体的なメッセージを含

む広報活動の態様、国会議員への説明等の具体的な取組」は、日本の国民やその代表である国会議員に対する説明責任の在り方という国内向けの事柄にとどまり、対外的・国際的になんらかの具体的な支障が生じるものとは到底想定できない。これらの情報によって、関係国が日本の対応を正確に予測できるという被告の主張は不開示処分を正当化するための牽強付会の主張に過ぎず、まったく理解できない。

また、「類似の事案」「関係国」に関する被告の主張については、第2で主張した批判が妥当する。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものである」「当該不開示部分の記述と、『報告の主なポイント』（甲第4号証の2）の記載とは一線を画すものである」などと主張する。

しかしながら、「公にしないことを前提とした」との被告の主張については、前記1の(3)で主張した批判が妥当するし、また、『報告の主なポイント』の記載とは一線を画すもの」との被告の主張については第2で主張した批判が妥当する。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、『類似の事案』及びその際の『我が国の今後の対応を推察するための参考として用いる』主体である『関係国』の意味するところや、『類似の事案』の発生が十分想定されることについては前記2で述べたとおりであ[る]」などと主張するが、この被告の主張については、第2で主張した批判が妥当する。

16 項目「情報収集・分析」について

(1) 記載内容について

被告は、当該不開示部分の記載内容について、準備書面（２）における説明に加え、「対イラク武力行使に際して収集を目指していた特定の情報の収集に関する具体的態様やそれに対する改善策を含む評価も含まれる」と説明するが、この説明から、本項目にどのような情報が記載されているかは全く看取できず、記載内容の説明として不十分と言わざるを得ない。

再度指摘するが、外務省から開示された本件文書１（甲５・１１～１２枚目）によれば、本項目については、Ａ４で１頁足らずの分量であることが明らかになっているところ、「報告の主なポイント」（甲４の２）の３枚目から４枚目にかけて、（ア）ないし（ウ）として、Ａ４で２分の１頁程度の分量に渡って具体的にポイントを公表しているのであるから、本件文書１のこの項目のおおよその内容は、「報告の主なポイント」においてすでに公表されていると解するのが自然であり、本件文書１のこの項目について、少なくとも全て不開示とする合理的な理由は全く見いだせない。この点につき、被告は、「分量を明らかにすることはできず、実際に明らかにしていない」、

「『１頁足らずの分量である』ことを前提とする原告の主張は失当である」と主張するが、この被告の主張については、第２で主張した批判が妥当する。

また、被告は、「『報告の主なポイント』は、他国との交渉上不利益を被らず、また、他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、本件文書１の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに至ったものであ〔る〕」、「本件文書１の単なる抜き書きではないため、当該文書の記述内容と同一の部分と、そうでない部分とを区別することは容易ではない」などと主張するが、この被告の主張については、第２で主張した批判が妥当する。

（２）３号に該当しないこと

被告は、「情報収集・分析能力等が明らかとなれば、我が国が現に有する、

我が国に対する脅威の存在や脅威の度合いを測る能力が明らかとなる」「情報収集はあらゆる外交交渉の基礎となるものであ[る]」などと主張する。

しかし、報告の主なポイント（甲4の2）において、「総合外交政策局の総合調整の下、中東アフリカ局を始めとする関係各局間の連携を強化し、情報収集・共有を図った」、「関係国政府や国際機関関係者等から幅広く収集」、「イラクに大量破壊兵器が存在しないことを証明する情報を外務省が得ていたとは確認できなかった」などと、日本がどのように情報収集を行い、どのような情報を得ていたかについて明らかにされている部分もある。本項目の分量に照らせば、報告の主なポイントにおいて公表されている内容よりも、具体的かつ詳細な内容が本件文書1に記載されていると解するのは困難であり、本件文書1の公開が報告の主なポイントの公表と異なり、日本に対する脅威の存在や脅威の度合いを測る能力が明らかになるという被告の主張は全く説得力を持っていない。

（3）5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものである」、「『報告の主なポイント』に記載の要素とは具体的かつ詳細である点において当該不開示部分の記載は一線を画すものである」などと主張する。

しかしながら、「公にしないことを前提とした」との被告の主張については、前記1の（3）で主張した批判が妥当するし、また、「『報告の主なポイント』の記載とは一線を画すものである」との被告の主張については第2で主張した批判が妥当する。

（4）6号に該当しないこと

被告は、「『報告の主なポイント』（甲第4号証の2）において情報収集・分析に関する記載があるからといって、当該不開示部分について直ちに開示すべきであるという関係は成り立たないこと、当該不開示部分が具体的

かつ詳細である点において上記『報告の主なポイント』とは一線を画すものである」、「情報収集源・情報の内容のいずれを公にした場合でも、信頼関係が損なわれ〔る〕」などと主張する。

しかし、『報告の主なポイント』とは一線を画すものである」との被告の主張については、第2で主張した批判が妥当する。

また、情報収集源及び情報の内容を公開した場合に信頼関係が損なわれるとすれば、それは情報収集源が収集源であること及び提供した情報の内容のいずれの公開をも拒否している場合であるが、被告は、それぞれの情報収集源の公開の可否に関する意向も明らかにすることなく、まとめて「信頼関係が損なわれ〔る〕」としており、このような抽象的な主張が許容される余地はない。

1.7 項目「政策決定・実施」について

(1) 記載内容について

被告は、この不開示部分の記載内容について、準備書面(2)における説明に加え、「外務省の政策決定過程」との従前の説明が「具体的には省内での議論の態様や具体的に検討が行われた我が国の方針の具体的内容等に関する評価」である旨説明する。しかしながら、「省内での議論の態様」が一体なにを意味しているのかが全く不明であり、従前の説明がなんら具体化されたものではなく、相変わらず不開示事由該当性に関する裁判所の判断や原告による有効な反論を可能にさせるものではないというほかない。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「一国の外交政策を予測するに際しては、国際情勢そのものや、従前の我が国の対応そのもののみを見ても正確な予測を行い得るものではなく、いかなる事項に着目し、いかなる理由から政策決定を行ったのか」という点こそが重要であって、我が国政府自身が行った検証の結果としての

対イラク武力行使に関する我が国政府部内での検討の内容やその態様、教訓等の具体的かつ詳細な内容が公にされることになれば、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、... 国際情勢や従前の対応のみを根拠とするよりも正確な予測を行うことが可能となる」「『報告の主なポイント』は、... 他国との交渉上不利益を被らず、また、他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、本件文書1の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに至ったものであ[る]」、「本件文書1の単なる抜き書きではないため、当該文書の記述内容と同一の部分と、そうでない部分とを区別することは容易ではない」、「当該不開示部分の記載が具体的かつ詳細である点においても、上記『報告の主なポイント』とは一線を画すものである」「『類似の事案』及び『関係国』の意味するところや、『類似の事案』の発生が十分想定されることについては前記2で述べたとおりであ[る]」などと主張する。

しかし、そもそも事後的な検証結果として、たったA4の1頁に満たない分量の記載しかない本項目（甲5・12～13枚目参照）において、対イラク武力行使に関する日本政府部内での検討の内容やその態様、教訓等の具体的かつ詳細な内容が記載されているとは到底考えられず、これにより、将来の正確な予測が可能となるとする被告の主張は机上の空論に過ぎない。

また、「報告の主なポイント」と本件文書1が異なる点を殊更強調する被告の主張並びに「類似の事案」及び「関係国」に関する被告の主張については、第2で主張した批判が妥当する。

（3）5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものである」、「『報告の主なポイント』に記載の要素とは具体的かつ詳細である点において当該不開示部分の記載は一線を画すもので

ある」などと主張する。

しかしながら、「公にしないことを前提とした」との被告の主張については、前記1の(3)で主張した批判が妥当するし、また、『報告の主なポイント』の記載とは一線を画すものである」との被告の主張については第2で主張した批判が妥当する。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、『類似の事案』及びその際の『我が国政府の対応を推察する手がありとする』主体である『関係国』の意味するところや、『類似の事案』の発生が十分に想定されることについては、前記2で述べたとおりである」などと主張するが、この被告の主張については、第2で主張した批判が妥当する。

1.8 項目「国民への説明責任」について

(1) 記載内容について

被告は、当該不開示部分の記載内容について、準備書面(2)における説明と全く同様の説明をしている。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「一国の外交政策を予測するに際しては、国際情勢そのものや、従前の我が国の対応そのもののみを見ても正確な予測を行い得るものではなく、いかなる事項等を重視していたかが重要であり、我が国政府自身が行った検証の結果として外務省内で行われた説明責任を果たすための具体的手法や目指すべき理解の在り方に関する検討、イラク問題に関する広報活動の具体的な取組、及び改善に向けた提言が公にされることになれば、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、... 国際情勢や従前の対応のみを根拠とするよりも正確な予測を行うことが可能とな[る]」、『類似の事案』及

び『関係国』の意味するところや、『類似の事案』の発生が十分想定されることについては前記2で述べたとおりである[る]」などと主張する。

しかし、「外務省内で行われた説明責任を果たすための具体的な手法や目指すべき国民の理解の在り方に関する検討、イラク問題に関する広報活動の具体的な取組、及び改善に向けた提言」は、日本の国民に対する説明責任の在り方に関する国内的な事柄にとどまり、対外的・国際的になんらかの具体的な支障が生じるものとは到底想定できない。これらの情報によって、関係国が日本の対応を正確に予測できるという被告の主張は不開示処分を正当化するためにする牽強附会の主張に過ぎず、まったく理解できない。

また、「類似の事案」及び「関係国」に関する被告の主張については、第2で主張した批判が妥当する。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものである」、「『報告の主なポイント』に記載の要素とは具体的かつ詳細である点において当該不開示部分の記載は一線を画すものである」などと主張する。

しかしながら、「公にしないことを前提とした」との被告の主張については、前記1の(3)で主張した批判が妥当するし、また、「『報告の主なポイント』の記載とは一線を画すものである」との被告の主張については第2で主張した批判が妥当する。

(4) 6号に該当しないこと

被告は、「『類似の事案』及びその際の『我が国政府の対応を推察する手がかりとする』主体である『関係国』の意味するところや、『類似の事案』の発生が十分に想定されることについては、前記2で述べたとおりである」などと主張するが、この被告の主張については、第2で主張した批判が妥当する。

19 「参考資料2（検証チーム名簿）」について

（1）記載内容について

被告は、当該不開示部分の記載内容について、準備書面（2）における説明と全く同様の説明をしている。

（2）5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものである」、「石川米大使館特命全権公使の氏名及び肩書に関しては、検証体制に関して可能な限りの説明を国民に対して行うとの観点から、全体を統括する者であったことから、同人の氏名及び肩書のみ公開してきたものであり、他の構成員に関しては事情が異なる」、「本件検証に関する情報を得ようとする者等から構成員に対して不当な働きかけ（工作活動）が行われるおそれが存在する」、「この種の作業が行われる際に関与する人員の所属部署が推定され、将来同種の作業が行われる際に関与する人員の所属部署が推定されることとなり、[...] 率直かつ忌憚のない意見交換が困難とな[る]」、「現在その地位に就く者に引き継ぎがなされていることを前提に、... 当該職員に対して不当な働きかけが行われ得る」などと主張する。

しかし、「公にしないことを前提とした」との被告の主張については、前記1の（3）で主張した批判が妥当する。

また、被告は、石川米大使館特命全権公使の氏名及び肩書に関しては、全体を統括する者であったことから、同人の氏名及び肩書のみ公開してきたものであり、他の構成員に関しては事情が異なる、所属部署が推定されることで率直かつ忌憚のない意見交換が困難となるなどと主張するが、石川米大使館特命全権公使とほかの構成員との間で、どのように事情が異なるのかその具体的な主張は一切なく、所属部署が推定されることで、率直か

つ忌憚のない意見交換が困難になるという事態は全く想定できない。

そして、仮に、被告の主張するように、職員に対して不当な働きかけ（工作活動）を行うのであれば、むしろ、全体を統括することで情報が集中している石川米大使館特命全権公使ないし現在その地位に就いている者に行うことが直截的かつ効率的であるところ、全体を統括する者の氏名は公表できるが、その余の構成員は「不当な働きかけ」がされるとして、その氏名を公表することができないという被告の主張は合理的ではない。

(3) 6号に該当しないこと

被告は、「この種の作業が行われる際に関与する人員の所属部署が推定され、将来同種の作業が行われる際に関与する人員の所属部署が推定されることとなり、[...] 率直かつ忌憚のない意見交換が困難とな[る]」「現在その地位に就く者に引き継ぎがなされていることを前提に、... 当該職員に対して不当な働きかけが行われ得る」などと主張するが、この被告の主張については、前記(2)で主張した批判が同じく妥当する。

以上

被告があげる最高裁判決の抜粋と説明（本準備書面第1、5（9頁）関連）

最高裁平成19年5月29日第三章法定判決・集民224号463頁（滋賀県警
捜査費の件）

以下のとおり、最高裁判決は、下線を付した「そうすると」の前までのところで裁判所独自の立場から合理性を判断し、「そうすると」の後の箇所では実施機関の判断を「おそれがあると認めた上告人の判断が合理性を書くということとはできない」と評価している。

（以下は判決の抜粋）

「これらの事実を前提とすると、仮に、本件条例に基づき本件領収書の記載が公にされることになれば、情報提供者等に対して自己が情報提供者等であることが事件関係者等に明らかになるのではないかと危ぐを抱かせ、その結果、滋賀県警において情報提供者等から捜査協力を受けることが困難になる可能性を否定することはできない。また、事件関係者等において、本件領収書の記載の内容やその筆跡等を手掛りとして、内情等を捜査機関に提供し得る立場にある者に関する知識や犯罪捜査等に関して知り得る情報等を総合することにより、本件領収書の作成者を特定することが容易になる可能性も否定することができない。そうすると、本件領収書の記載が公にされた場合、犯罪の捜査、予防等に支障を及ぼすおそれがあると認めた上告人の判断が合理性を欠くということとはできないから、本件領収書には本件条例6条3号所定の非公開情報が記録されているというべきである。」

最高裁平成21年7月9日第一小法廷判決・集民231号215頁（出所情報ファイルの件）

以下のとおり、最高裁判決は、（１）から（３）までの段階で裁判所独自の立場から「可能性があることも否めない」と判断した後で、（４）において実施機関の判断を「相当の理由がある」と評価している。

（以下は判決の抜粋）

「（１） 前記事実関係等によれば、本件通達による出所情報の活用は、殺人、強盗等の凶悪重大犯罪やこれらの犯罪に結び付きやすく再犯のおそれ大きい侵入窃盗、薬物犯罪等に係る出所情報の提供を法務省から受け、これを整理、編集することにより作成した出所情報ファイルを犯罪捜査に利用するというものであり、その対象罪種が二十数罪種あるというのであるから、本件文書の「出所者の入所罪名」の項には、上記の対象罪種とするのが相当であると判断された罪種が、犯行の態様等を考慮してより具体的に特定されたものを含め、二十数種にわたって記載されていると考えられ、また、「出所者の出所事由の種別」の項には、出所者の出所事由のうち出所情報ファイルの記録対象とするのが相当であると判断されたものが記載されていると考えられる。そうすると、「出所者の入所罪名」及び「出所者の出所事由の種別」に係る情報が公にされた場合には、出所者は、自分が出所情報ファイルの記録対象となり出所情報の活用の対象とされるかどうかなどについて、単なる推測にとどまらず、より確実な判別をすることが可能になるということができる。

（２） さらに、前記事実関係等によれば、本件通達は、提供された出所情報を犯罪捜査に利用することとし、その有効活用等を図ることを求めるものであるから、「出所情報ファイルの有効活用」に係る情報を公にすることは、一定の限度においてではあるとしても、出所情報ファイルを活用した捜査の方法を明か

す結果を招くものといわざるを得ない。

(3) そして、犯罪を企てている出所者が、自分が出所情報ファイルの記録対象となっていることなどを確実に知った場合には、上記の入所罪名等の情報が広く送付されていることをも知ることとなって、より周到に犯罪を計画し、より細心の注意を払ってそれを実行しようとする可能性を否定することはできない。また、犯罪を企てている出所者が、その出所情報を活用した捜査の方法をその一端でも知ったときは、その方法の裏をかくような対抗策に出る可能性があることも否めない。

(4) そうすると、本件情報を公にすることにより犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めた新潟県警本部長の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、この判断には相当の理由があるから、本件情報は本件条例7条4号所定の非公開情報に該当するものというべきである。したがって、本件決定のうち本件情報の記録された部分を公開しないこととした部分を取り消すべきものとすることはできない。」